

令和3年

第1回市議会定例会 議案第67号

函館市地域体育施設条例の一部改正について

函館市地域体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市地域体育施設条例の一部を改正する条例

函館市地域体育施設条例（平成16年函館市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「安浦町366番地，」を「安浦町」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第6条関係）

区 分	午前（日の出から正午まで）または 午後（正午から日没まで）
一般	12,360円
学生・生徒・児童	6,180円

備考 使用者が入場料等を徴収する場合において、当該徴収した入場料等の合計額の1割に相当する額がこの表の規定による使用料の額を超えるときは、当該1割に相当する額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

南茅部運動広場のグラウンドを廃止するため